

令和5年第5回（11月招集）
袖ヶ浦市議会定例会議員発議案
参考資料

袖ヶ浦市議会

目 次

議案番号	付 議 事 件 名	頁 数
発 議 案 第 1 号	袖ヶ浦市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3

第1条 袖ヶ浦市議会議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、次項に定める期末手当基礎額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、次項に定める期末手当基礎額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

第2条 袖ヶ浦市議会議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表

改正後	本改正条例第1条の規定による改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、次項に定める期末手当基礎額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、次項に定める期末手当基礎額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>